

奄美返還と日米密約

信 夫 隆 司

一・奄美返還時の不公表文書

奄美群島の返還

サンフランシスコ平和条約に基づき、日本が主権を回復したのは、一九五二年四月二八日である。同条約第三条に、「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする。国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」とある。北緯二十九度以南には奄美群島も含まれた。

一九五三年八月八日、アメリカのジョン・フォスター・ダレス国務長官が東京を訪れ、吉田茂総理大臣及び岡崎勝男外務大臣と会談した。同夜、ダレス長官は、奄美群島の返還問題に關し、「米国政府は、日本政府との間に必要な取極が結ばれ次第、日本国が奄美群島に対する権限を回復するために、平和条約第三条に基き同群島に対して有している諸権利を放棄することを希望します。」との声明を発表した。^①このダレス声明により、奄美群島の本土復帰が決まる。ただ、いつ、いかなる条件で復帰するのかを確定する作業が残された。

作業が終了し、奄美群島は、一九五三年一月二五日、本土への復帰を果たす。復帰にあたり、「奄美群島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(奄美返還協定)が交わされた。同協定は、復帰前日の一月二四日に署名され、翌二五日、発効。同協定には附属書が添付され、奄美群島の地理的範圍が記されている。この協定のほか、公表された文書に、ジョン・M・アリソン駐日大使と岡崎外務大臣との交換公文(岡崎・アリソン交換公文)がある。アリソン大使から岡崎大臣宛の公文の主な部分^②は以下である。

奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の關係を有する。日本国政府は、この特異の關係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。

これに対する岡崎大臣の返書には、この了解が繰り返され、「本大臣は、更に、閣下が述べられたことを記録にと

どめ、且つ、前記に掲げる了解が日本国政府の了解でもある」と通報している。

この了解の趣旨は、奄美群島は日本本土と沖縄の米軍基地の双方に近接しているため、極東の防衛と安全に特異の関係があり、日本政府は、この関係を認め、沖縄の防衛にあたり、アメリカの要求を考慮に入れるというものである。ただ、この「アメリカの要求」とはいかなるものなのか、この交換公文では明らかでない。

不公表文書の存在

奄美返還当時、公表された文書は、奄美返還協定と岡崎・アリソン交換公文だけである。しかし、これ以外にも不公表の文書が存在する。それらは、同協定の「公式合意議事録」（交渉議事録）及び日米行政協定下の日米合同委員会の「議事録」である。^③ これまで、奄美返還交渉をめぐり、いくつかの研究成果が著されているが、不公表文書とその意味は研究されていない。不公表文書は密約の証拠として残される場合もあるので、とくに慎重な分析を必要とする。とりわけ、合同委員会は、密約の温床となっている感もあるからだ。

具体的には、奄美返還協定が締結されるわずか二ヶ月前の一九五三年九月、行政協定第一七条（刑事裁判権）が改正された例がある。日本側は、日本国の当局が方針として、日本国にとって実質的に重要であると考えられる事件を除き、米軍関係者には第一次裁判権を行使する意図は有しなかったものである。これは、合同委員会の下部組織に裁判権小委員会刑事部会があるが、その日本側代表・津田實法務省総務課長が一方的に陳述する形式の文書として残された。日米双方とも、この文書は密約ではないとしているものの、交渉過程の詳細な分析から、密約であったことが立証されている。^⑤

奄美返還協定が審議された一九五三年一月二四日の参議院本会議で、日本社会党の曾祢益議員（そねえき）が、岡崎・アリソン交換公文にある奄美群島の特異の関係について、「なぜそういうことを書く必要があつたのか、何故に安全保障条約、行政協定にカバーされるべき本来の日本領土と違う関係をここに打出さなければならぬか、この点の御説明をされておられない。この点について何らか、我々は勿論そういうことは無いと思ひますが、何か裏にあるような感じを与えるような協定をお作りになることは甚だ面白くない。」と政府を追及した。岡崎外務大臣は、「特に別段の意味はないということ念を押しまして、この文句をいれたのであります。」と答えている。⁽⁶⁾

岡崎大臣の言うとおりであるならば、奄美返還にあたり、公式合意議事録及び合同委員会議事録を公表しても差し支えなかつたのではないか。曾祢議員は「何か裏にある」との疑念をいただいたが、不公表文書の存在によつてその疑念は深まつた。この不公表文書は、日本側では、一九九一年一〇月の第一一回外交記録公開で明らかになつてゐるが、これまで注目されてゐない。⁽⁷⁾

本稿の目的

本稿の目的は、これらの不公表文書を取りあげ、奄美返還にあたり、アメリカ側が何を要求したのか、その要求は公式合意議事録及び合同委員会議事録にどのように盛り込まれたのか、不公表文書の交渉過程の分析をとおり、明らかにすることである。同時に、なぜ不公表とされたのか、不公表文書の中に密約は存在していなかつたのかを解明する。これにより、その後の小笠原、沖縄へと続くアメリカからの領土返還にあたり、アメリカ側が何を重視してゐたのか、その一端を解き明かす。奄美返還を取りあげるのは、今日まで続く米軍による基地使用により、米軍が日本に

基地を置きたいとする根本的な理由が垣間見え、今日の在日米軍のあり方を知る上でも重要だからだ。

本稿の構成

本稿は、つぎのように構成される。第二節では、一九五三年一月二四日、アメリカ側が提示した奄美返還に関する原案を検討する。なかでも、米側公式議事録案は、返還後の奄美群島のあり方、あるいは、行政協定をアメリカ側がどのようにとらえていたのかを知るうえで重要である。第二節は、奄美返還交渉のうち、「特異の関係」の意味、並びに、米側公式議事録案をめぐる交渉過程を明らかにする。奄美返還の正式会談は、一月二七日に始まり、米側原案が検討され、一二月初めには交渉当事者間で日米妥協案が成立する。その後、取極の形式は、当初予定していた交換公文ではなく、返還協定となる。第四節は、交渉の核心部分である公式合意議事録及び日米合同委員会議事録は、いかなる内容で決着したのかを明らかにする。奄美群島が有する「特異の関係」とは具体的に何を意味していたのか、密約は存在していたのかを検証する。

二・米側案の提示

八月八日のダレス國務長官による奄美返還の発表後、日本側は早期返還の実現をめざす。当初、返還期日を一月一日にするようアメリカ側に働きかけた。⁸⁾ただ、ダレス國務長官の声明にあつたように、返還はアメリカ側による一方的な施政権の放棄で可能であると考えられていたので、米側案の提示を待つて、話し合いを進めるといふ姿勢を日本側はとらざるをえなかった。

米側案の概要

一月二〇日、国務省から米側案が記された在京米大使館宛公電第一二二二号が発出された⁽⁹⁾。待望の米側案が日本側に提示されたのは、一月二四日午後である。在京米大使館のジョン・J・コンロイ理事官が、外務省に鶴見清彦アジア局第五課長を往訪し、奄美返還に関する米側案を手交した。それは以下の文書からなっていた⁽¹⁰⁾。

米公文案 Draft United States Note

附属書Ⅰ Draft Enclosure I to Note (Military Rights)

附属書Ⅱ Draft Enclosure II to Note (Facilities and Areas)

附属書Ⅲ Draft Enclosure III to Note (Financial and Political Arrangements)

附属書Ⅳ Draft Enclosure IV to Note (Description of Area)

公式議事録案 Draft of Official Minutes

公文案、附属書四通及び公式議事録案である。当初、日米双方は、この米側公文案をもとに、日本側では国会での承認が不要な交換公文で奄美返還を実現しようとした。ただ、最後まで決着がつかなかった問題は、当時、奄美群島に流通していたB円の処理である。アメリカ側は、日本政府がB円を速やかに回収し、米民政府に無償で引渡すよう求めた。これに対し、日本側は、B円は発行者であるアメリカ側の債務であるとの理由から、回収したB円は、全額米ドル又は日本において有する円勘定から支払うよう要求した。この問題は、交渉に早く決着をつけたい日本側が折

れ、米側案通り、B円は無償で米民政府に引き渡されることとなった。これにより、B円の替わりとなる日本円について、新たな予算措置が必要となり、最終的に、交換公文ではなく、国会の承認が必要な協定の形式に変更された。

日米の交渉当事者は、米側案に基づき交渉を進め、一二月初めには、日米妥協案が成立した。ただ、最終的に協定の形がとられたため、当初の米側案、日米妥協案、最終文書と推移した。本稿の目的は、これら文書の全容ではなく、日米安全保障条約及び行政協定との関連で、奄美群島が有する特異の関係並びに同島の軍事的地位がどのように話し合われ、決着をみたのかを説明することである。まずは、一月二四日に提示された米側案の概要を明らかにしておきたい。⁽¹¹⁾

公文案

アメリカ政府は、公文及び附属書の規定に従い、奄美群島の領域及び住民に対し行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権利を日本国のために放棄する。平和条約第三条に掲げる他の島（沖縄等）については、平和及び安全の永續する状態が極東において確立されるまでは、現在行使している限度の管理と機能を維持する。⁽¹²⁾

附属書Ⅰ

返還の日から日米安全保障条約及びそのいかなる実施取極も奄美群島に適用される。附属書Ⅱでは、奄美群島における施設及び区域が規定され、両政府は、それらの施設・区域を行政協定に基づくものと合意した。将来、アメリカ側が奄美群島に追加の施設・区域を設けたいと希望し、その要請をした場合には、合同委員会によって緊急性かつ継

続性を基に検討される。

奄美群島は日米双方の防衛及び安全に特異の関係がある。日本政府はこの関係を十分に認識し、同群島の行政に当り、南西諸島の残余の部分におけるアメリカの軍事的必要を考慮に入れる。

附属書Ⅱ

アメリカが使用している二つの施設及び区域（名瀬にある米民政府奄美チームの宿舍及び沖永良部島のレーダー施設）は行政協定に基づく「施設及び区域」を構成することに日米両政府は合意した。

名瀬の気象観測所は日本政府に引き継がれ、アメリカ側に対し無償で気象状況を知らせる。

附属書Ⅲ

1. 日本政府はB円を速やかに回収し、無償で米民政府に引き渡す。
2. 返還の日以後、日本政府は予算上及び財政上の全責任をとる。
3. 日本政府は奄美群島の郵便制度のすべての財政上の義務を引きうける。
4. 日本政府は銀行を指定し、琉球銀行支店の資産購入の話し合いを琉球銀行と行わせる。
5. 奄美群島の諸機関又は住民が琉球政府その他の機関に負っている債務は、日本政府が肩替りして日本円により支払うこととし、支払日本円は日本から琉球への物資の輸入等の代金決済に充てられる。
6. 日本政府は返還の日までのすべての請求権を放棄するとともに、アメリカ側のすべての作為又は不作為の効力

を承認する。

7. 日本政府は、琉球政府又は米民政府の裁判所の確定判決を執行し、奄美群島にある琉球政府裁判所に係属中の民刑事裁判を継承する。

附属書IV

奄美群島の範囲が明記されている。

議事録案

奄美群島の領水を含む領域及びその上空に対する行政協定第二条及び第三条の適用に特例を設けるようアメリカ側が要求している。

特異の関係と米側議事録案

これらの文書の中で、特に問題となるのは、まず、附属書Iに奄美群島は日米双方の防衛及び安全とに特異の関係があるとされている点である。この「特異の関係」とはいかなる意味を有するのであろうか。

つぎに、議事録案であるが、これは奄美返還の取極に関する議事録の意味である。以下に米側議事録案の全文を紹介する。

米側提示の公式合意議事録案 (Agreed Official Minutes)

1. 行政協定第二条第一項は、奄美群島が日米双方の防衛及び安全にとり特異の関係を有するため、奄美群島における追加の施設及び区域（航空支援、装置、及び航空管制のための用地、並びに、ラジオ及びレーダーが十分に届くのを確保するのに必要な用地が含まれる。）がアメリカ合衆国に許与される必要があると認められるものと了解される。
2. 行政協定第二条第一項は、空間の自由 (freedom of space) の範囲を、奄美群島及びその領水上のすべての地域に拡大しうるものと了解される。
3. 行政協定第二条は、アメリカ合衆国は安全保障条約の実施に関し、奄美群島のすべての領水を利用することが許与されるものと了解される。
4. 行政協定第二条は、今後、必要となりうる追加の施設の候補地の選択に関し、アメリカ合衆国の当局者には、日本国政府に通告の上、奄美群島における用地の視察を行うことが許与されるものと了解される。
5. 行政協定第二条及び第三条は、米軍及び軍事施設の効果的な活動を阻害するとき電波妨害施設等の敵対的又は有害な装置を除去し又は破壊するために、アメリカ合衆国の軍隊が奄美群島の領域、領空及び領水に入ることと許与されるものと了解される。
6. 行政協定第三条第一項は、日本国が、奄美群島における飛行場を含めた防衛施設の設置について計画する場合には、合衆国と日本国との間で協議が行われるものと了解される。
7. 一九五一年九月八日付けのアメリカ合衆国国務長官と日本国総理大臣との交換公文は、奄美大島群島に適用されることが了解される。

議事録案の項目の多くは、行政協定第二条・第三条に関連する。行政協定第二条は、第一項で、日本はアメリカに
対し、安保条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設・区域の使用を許し、個々の施設・区域の決定に関する事
が規定されている。同条の他の項では、取極の再検討、施設・区域の返還、日本側の使用に関する事が定められて
いる。

この行政協定第二条に関連し、議事録案第一項では、「特異の関係」をふまえ、奄美群島における追加的な施設・
区域がアメリカにとり認められることが必要である、と了解されている。また、議事録案第二項では、領空の範囲は、
「奄美群島及びその領水上のすべての地域に拡大しうる」こと、同案第三項では、アメリカが奄美群島のすべての領
水を利用できることが了解事項となっている。さらに、同案第四項では、奄美群島に追加の施設が必要となる場合、
日本政府に通告の上、候補地の選択にあたり、アメリカの関係者は用地の視察を行うことが許されている。

行政協定第三条には、施設・区域におけるアメリカの広範な管理権が規定されている。これに関連し、議事録案第
五項は、米軍及び軍事施設の効果的な活動を阻害すると思われる電波妨害施設等の敵対的又は有害な装置を除去し又
は破壊するため、米軍は奄美群島の領域、領空及び領水に入ることができるとされている。

議事録案第六項は、日本が奄美群島における飛行場を含め、今後、防衛施設の設置を計画する場合、日米間で協議
が行われるとある。

議事録案第七項では、一九五一年九月八日付けのいわゆる吉田・アチソン交換公文が奄美群島にも適用されること
が了解事項となっている。

米側議事録案は全部で七項からなっており、最終的に、第一項から第五項は合同委員会議事録に組み入れられ、第

六項は公式合意議事録に、第七項は奄美返還協定第七条の一部となった（米側議事録案の推移は、後掲の表1を参照）。このうち、公式合意議事録及び合同委員会議事録が不公表とされた。

米側案を受け取った直後の日本側の反応をみておこう。外務省では、ただちに、米側案に関する省内関係局課との会議が開かれ、一応の結論を得ている。とりわけ、アメリカ側が返還後の奄美群島でいかなる軍事権を行使しうるのかがもつともおおきな問題のひとつとなった。附属書Ⅰ・Ⅱ及び議事録案について、「現在使用中の軍事施設は、日米合同委員会の協議をまたずに直ちに行政協定に基く施設及び区域とみなさんとし、更に、将来における合同委員会の協議を拘束し、或いは奄美群島に対する行政協定の適用に関する解釈を拡張せんとしている。」⁽¹³⁾とある。この意味は、交渉過程の分析をとおして明らかにしたい。

三．奄美返還交渉

第一回正式会談

米側案の提示を受け、一月二七日、外務省で第一回正式会談が行われた⁽¹⁴⁾。日本側は中川融アジア局長、下田武三条約局長等が、アメリカ側は在京米大使館のサミュエル・D・バーガー参事官、ジュールズ・バッシン法務官等が出席した。

まず、米側附属書Ⅰにある「特異の関係」について、アメリカ側は、奄美群島が沖縄及び日本本土双方にとり、特異の関係にあると明示されることが、アメリカにとつておおきな関心事であり、この点に日本側がとくに留意するよう求めた。日本側は理解を示したものの、この関係を日本側が留意するという表現は、附属書ではなく、議事録に記

載するのが最善であると主張した。また、日本側は、米側議事録案には多数の項目が盛り込まれているが、それらは行政協定が適用されることをたんに繰り返しているにしか過ぎない、と同案に難色を示した。けつきよく、これらの点は、軍事分科会での検討に委ねられることとなった。¹⁵ なお、このとき、軍事、法務、財務の三分科会が設置されている。

この会談で、米側附属書Ⅰの第一項（安保条約等は奄美群島に適用される）及び米側附属書Ⅱ（現行の施設・区域は行政協定に基づく）に替わる日本案が提示されている。以下のとおりである。

一九五三年

以降（筆者注：奄美返還の日付が入る）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及び同条約下のいかなる実施取極も、南西諸島の奄美群島に適用される。

アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、奄美群島で合衆国政府が現に使用している二つの設備及び用地は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条の行政協定第二六条に規定されている合同委員会の協議を通じて決定されるまで、一九五三年 以降も（筆者注：奄美返還の日付が入る）合衆国軍により引き続き使用されることに合意した。¹⁶

日本側は、「現在米側が使用している施設及び区域は合同委員会の決定が行われるまでは、そのまま使用することを暫定的に認め、米側から要求のあった奄美群島のみに関する行政協定第二条及び第三条の特例の解釈等はすべて合同委員会に譲りたい旨の申入れ¹⁷」を行った。この日本側案は、返還後の奄美群島には、安保条約及びその実施取極が

すべて適用され、奄美群島に位置する施設の今後の使用も、合同委員会の決定による、という内容である。

第一回軍事分科会

一月二八日、第一回軍事分科会が開かれた。席上、アメリカ側は、米側案の附属書Ⅰ、Ⅱに替わる先の日本側案では、アメリカ側が重要と考える二点が抜けていると指摘した。ひとつは、将来、アメリカ側が奄美群島に追加の施設を要請した場合、米側案（附属書Ⅰ）では合同委員会によつて緊急に対処されるとなっていたが、この緊急性に関する記述がない。もうひとつは、奄美群島の特異の関係を認める文言がない。軍事分科会では、これらの問題の決着はつかず、次回の正式会談に委ねられることとなった。¹⁸

米側公式議事録案をめぐるやりとりをみてみよう。¹⁹ 日本側は、まず、米側議事録案第一項（追加の施設・区域）について、将来、追加される施設について議事録で言及するのは適切ではなく、替わりに、次回の合同委員会の議事録に同じ内容を盛り込むことを提案した。日本側が示した議事録案とは以下である。

議事録（合同委員会）

合衆国代表は、「奄美群島及びその領水は、日米両国の防衛及び安全にとつて特異の関係を有することを考慮し、奄美群島における追加の施設及び区域に関し、アメリカ合衆国の要請に日本国政府が特別に配慮することを強く希望する。」と述べた。

日本国代表は、「両国の防衛及び安全にとつて、奄美群島が重要であることを十分に理解し、日本国政府は、

かかる要請が、合同委員会を通じ、明確かつ個別になされれば、できる限り好意的に配慮する。」と応じた。⁽²⁰⁾

米側原案では、奄美群島において、アメリカ側が必要とする追加の施設・区域があれば、当然の如く受け入れられるとなっていたが、日本側が提示した合同委員会議事録案では、アメリカ側の要請に対する日本側の応答の形がとられている。行政協定に関する事項は、合同委員会の枠組みに封じ込めることを意図したものである。さらに、アメリカ側の要請は一般的・抽象的なものであつてはならず、「明確かつ個別に」なされる必要がある、ただ、そのようなアメリカ側の要請に、日本側としても、「できる限り好意的に配慮する」とされている。

この日本側案では、追加の施設・区域に関してのみ、アメリカ側の要請と日本側の応答が記されているが、この形式は、最終的な合同委員会議事録の原型となり、他の項目にも用いられることとなる。

米側議事録案第二項（奄美群島の領空飛行の自由）について、日本側は、行政協定下においてすでにアメリカは領空飛行の完全な自由を有すると説明している。アメリカ側は、行政協定の文言は、同案第二項より狭く解釈される可能性があるので、日本側はこの点を明確に了解する旨を表明していただければありがたいと応じた。

米側議事録案第三項（奄美群島の領水の利用）について、これではきわめて広い解釈が可能となるとして、日本側は異を唱えた。射撃区域・演習区域の指定といった事項に対処するのは合同委員会であり、その権限を奪つてしまうというのがその理由である。日本側は、自国の領水をアメリカ側に利用させるにあたり、これまでなんらの問題もなく、ただ、個人の利益や漁業権が含まれる場合は例外であると補足した。アメリカ側は、そのとおりであるが、奄美群島の特異の地理的状况から、米海軍は、同海域を巡回する大幅な自由が必要とされると主張した。日本側は、かかる自

由は行政協定下で与えられているが、同海域における日本船の拿捕や捜索といった活動は許されず、そうした行為は、行政協定の枠外にあり、日本の警察権を侵害することになる、と反論した。

米側議事録案第四項（追加用地の視察）について、日本側は、行政協定下では、用地視察に事前の許可が必要であり、許可なしに用地視察ができるように、行政協定の規定を拡大解釈することはできないと主張した。アメリカ側は、十分な対空警報によつて沖繩を完全に防護するため、レーダー警報装置といった既存の施設を、いつでも移動可能な状態にしておく必要があると反論した。こうした件を東京の合同委員会に諮つていたのでは適時の対応ができず、ただちに視察しうることが絶対必要だという。さらに、日米安保条約第三条には、「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」とあり、同条に基づき、こうした事態に対処するため合意することがゆるされるとの考えもアメリカ側から示された。

日本側は、米側議事録案第五項（電波妨害施設等の除去）について、奄美返還によつて、日本は警察力の行使を引き継ぎ、他国の軍隊が日本の主権に干渉することはゆるされない、と主張した。さらに、行政協定第三条では、このよ様な事態は合同委員会が対処すると規定されており、私有財産の除去や破壊が必要な場合には、法執行機関がその任にあたる、と補足した。確かに、行政協定第三条は施設及び区域におけるアメリカの管理権を規定し、第一項第三文には、「本条で許与される権利、権力及び権能を施設及び区域外で行使するに当つては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。」とある。

米側議事録案第六項（防衛計画の協議）について、日本側は、この要請は、「受け入れがたい」と主張した。アメリカ側は、奄美群島における利用可能な用地はかぎられており、将来の防衛施設に関する日本の計画を知らせてもらえ

れば多とする、と述べている。そうした施設が、アメリカ側の将来の計画にとって妨げとなるかもしれないというのがその理由であった。日本側は、この問題は、行政協定第三条に、直接、関連するものではないことを強調している。日本側は、米側議事録案第七項（吉田・アチソン交換公文の奄美群島への適用）について、一九五一年九月八日の吉田・アチソン交換公文は、日本全土に適用され、奄美群島が日本に返還されれば、同島にも必然的に適用されるので、同項は不要であり、削除すべきだと主張した。

この第一回軍事分科会で、米側議事録案をめぐる日米双方の主張はほぼでそろった。十一月三〇日、第二回正式会談が開かれ、日本側は、あらためて、米側議事録案の内容は、交渉議事録ではなく、合同委員会議事録に盛り込むよう強く主張した。けつきよく、この会談では、合同委員会の場で日本側代表が米側議事録案の内容に好意的に配慮することを保証するならば、合同委員会議事録で対処は可能であるとの暫定合意にいたった。⁽²¹⁾

第二回軍事分科会及び第三回正式会談

一二月一日、第二回軍事分科会が開かれ、軍事に関する日本側新提案がアメリカ側に手交された。⁽²²⁾ 新提案は、文書1、文書2、文書3からなっている。そのうち、文書2は、米側附属書Ⅰの第一項（安保条約等は奄美群島に適用される）及び附属書Ⅱ（現行の施設・区域は行政協定に基づく）についてであり、アメリカ側の要請を満たしていた。そこで、以下、「特異の関係」の扱い及び米側議事録案についてみていきたい。

文書1は、米側附属書Ⅰの最後の段落（「特異の関係」、及び、米側議事録案第六項（日本の防衛計画）に代替し、以下のとおりである。

（文書1）

奄美群島及びその領水は、日本本土、並びに、南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、日米両国の防衛及び安全と特異の関係を有するものと了解される。

この点を了解し、日米安全保障条約の精神にのっとり、奄美群島における防衛施設の設置（飛行場を含む）に關する日本側の将来の計画について、アメリカ合衆国政府と協議することが日本国政府の意思である。

文書1は、最終的な公式合意議事録（交渉議事録）第一項の原型となる。アメリカ側が強く要請していた「特異の關係」が盛り込まれ、また、奄美群島における日本の防衛計画は、安保条約の精神にのっとり、両国間で協議するとなっている。

日本側は、この文書は公式合意議事録（交渉議事録）に盛り込まれ、不公表にすべきだと主張した。アメリカ側は、この文書を研究・討議した結果、米側提案の附属書Iにある「特異の關係」も含まれており、同文書に満足の意を表した。

第一回軍事分科会で、日本側は、米側議事録案に替わり、アメリカ側の要請に日本側が応答する形式の案を提示していたが、その全体像を示したのが文書3であり、四項目からなっている。この日本側提示の案は、アメリカ側との協議を踏まえ、日米妥協案となり、最終的には合同委員會議事録となる。これらは実質的に同じ内容であり、若干の修文がほどこされている。そこで、重複を避けるため、文書3については、後掲表1の最終文書の列にある合同委員會議事録（不公表）1. から4. を参照されたい。ここでは、文書3が提示された際、日米間でどのような議論が

あつたのかを紹介しておく。

第一項（追加の施設・区域）について、日本側は、これは合同委員会で対処されるべきであり、好意的かつ迅速に対応する意思がある旨が表明された。日本側の応答に若干の字句の修正が施され、分科会は、同項を正式会談に提案し、承認を求めることとなつた。

第二項は、米側議事録案第二項（奄美群島の領空飛行の自由）と同案第三項（奄美群島の領水の利用）とを統合したものである。海域を利用するにあたり、米海軍の巡回活動が、合同委員会での協議を必要とする作戦あるいは訓練とならない限り、日本側は異議を述べないとした。分科会は、同項を正式会談に付託し、承認を求めることとした。

第三項は米側議事録案第四項（追加用地の視察）についてであり、日本側は、行政協定下で、用地の視察は、つねに合同委員会に付託し、土地所有者の同意を得る必要があると主張した。事前の承認なしで行われた視察により、私有財産に損害を与え、行政協定第一八条によつて、アメリカがその損害を補償しなければなくなる事態を日本政府は懸念していることが伝えられた。日本側は、アメリカ側が要請する視察に許可が与えられるよう、全権を有する名瀬の現地代表を指名するとの案を合同委員会に提示する考えを示した。これにより、現地の米軍当局は、名瀬の代表に直接かけあえばよく、東京の合同委員会に諮る必要はなくなる。日本側は、アメリカ側からこの代表についての質問を受け、合同委員会はかかる代表を指名することに自信があると答えている。分科会は、同項を正式会談に付託することとした。

第四項は米側議事録案第五項（電波妨害施設等の除去）についてであり、日本側は、アメリカ側の主張に同意した。ただ、行政協定によれば、軍事施設外での警察活動は、日本当局によつて行われる必要があるので、アメリカ側の字

句には法的に同意できないが、日本側としては最善の妥協案としてこの案を提示したと説明した。行政協定下では、たとえ日本への敵対行為がある場合も、日米両政府は協議したうえで、共同防衛措置をとることができるとなっていたからだ（行政協定第二四条）。分科会は、本件を正式会談に付託することで合意した。

翌一二月二日、第三回正式会談が開催された。ただ、会議が立て続けに開かれたため、アメリカ側は検討のための時間を要するとして、次回の第四回正式会談は、一二月七日に開催されることとなった。また、日本側がこれまでの議論を踏まえ、妥協案を作成することとなり、一二月三日、同案はアメリカ側に提示された。これは、公文案 Notes (Draft)、公式合意議事録案 Draft Agreed Official Minutes、議事録案（合同委員会）Draft Minutes (The Joint Committee) という二つの文書からなっていた。

奄美返還協定の締結

一二月初めまでの奄美返還交渉の経緯をたどってきた。奄美返還は、最終的には、国会の承認が必要な返還協定で実施された。協定にいたるまでの交渉記録は、かならずしも十分に残されているわけではないが、いくつか紹介しておきたい。⁽²³⁾ 一二月二日付の在京米大使館から本省宛の電報には、一二月三日に提示された妥協案は、「米側提案の形式とは異なるが、國務省公電第一二二二号に記された当方の基本的立場は実質的に確保された、と考えている。したがって、すべての条項が承認されることを勧告する。」とある。⁽²⁴⁾ この時点で、日米間での実質的な交渉はほぼ終了し、あとは、本省からの承認待ちの状態にあった。

一二月一六日にいたり、奄美群島の返還に関する取極は、前述のように、現地通貨B円を回収後、アメリカ側に無

償で引渡すことに関連して、取極全体を協定の形式とし、国会の承認を求めること、復帰の期日を一月二五日とすることで交渉当事者間に意見の一致をみた。⁽²⁵⁾同日、下田条約局長は、中川アジア局長とともに、在京米大使館に、バーガー理事官及びバッシン法務官を往訪し、協定案を提示した。バッシンは、協定の内容が交換公文と同じであれば、アメリカ側では上院に諮らないのは当然として、⁽²⁶⁾ 国務省に請訓の必要すらないと述べている。ただちに協定案を検討し、翌一七日、起草委員会を開き、文言を確定することとなった。⁽²⁶⁾一七日には、交換公文、公式合意議事録、「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が作成される。

最終文書を承認する国務省の訓令は、一月二三日午後五時に発せられ（日本時間一月二四日午前七時）、協定の文言は、二四日午前中に開かれた代表者会談で、最終調整が行われ、確定した。⁽²⁷⁾同協定案は、同日午後五時過ぎに国会の承認を得、午後七時、岡崎外務大臣とアリソン駐日大使との間で協定の調印を終えた。奄美群島は、日付がかわった二五日午前零時を期して、日本に返還された。⁽²⁸⁾

四．不公表文書の意味

岡崎・アリソン交換公文には、奄美群島は、本土及び沖縄の米軍基地に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の関係を有するとある。岡崎外務大臣は、国会で、この特異の関係には別段の意味はないと答弁している。本当に別段の意味はなかったのであろうか。不公表文書はなぜ存在し、その意味は何か、密約はなかったのかを検証したい。

不公表文書

最終的に、不公表文書は二通作成された。ひとつが交渉に関する公式合意議事録（交渉議事録）、他は日米合同委員会議事録である。一月二四日、アメリカ側が提示した議事録案は、既に述べたように、おおきく三つに整理された。ひとつは、行政協定第二条・第三条に関連する事項である。これらは米側議事録案では第一項から第五項にあたり、日本側の提案により、合同委員会議事録に盛り込まれた。二つ目は、奄美群島における日本の防衛計画に関する米側議事録案第六項である。この問題は、本来、日本の内政に属することであるが、奄美返還にも関連していることから、公式合意議事録の一部となった。三つ目は、米側議事録案第七項である。これは自明であるが、奄美返還協定第七条で確認された。表1は、米側提示の公式議事録案が、奄美返還協定及び関連文書のなかに、どのように取り入れられたのかを示したものである。以下、公式合意議事録及び合同委員会議事録の順に検討する。

表1 米側公式議事録案と最終文書の比較

	米側公式議事録案 (1953年11月24日)	最終文書 (1953年12月24日)
追加の施設区域	1. 行政協定第二条第一項は、奄美群島が日米双方の防衛及び安全にとり特異の関係を有するため、奄美群島における追加の施設及び区域（航空支援、装置、及び航空管制のための用地、並びに、ラジオ及びレーダーが十分に届くのを確保するのに必要な用地が含まれる。）がアメリカ合衆国に許与される必要があると認められるものと了解される。	合同委員会議事録（非公表） 1. 合衆国代表「行政協定第二条第一項は、奄美群島が日本国及びアメリカ合衆国双方の防衛及び安全と特異の関係を有することとなり、同群島における追加の施設及び区域（航行標識、装置、及び航空管制のための用地、並びに、ラジオ及びレーダーの完全な探知範囲を確保するのに必要な航空管制及び航空警戒管制用地が含まれる。）の緊急な提供が要求されることがある旨を認めているものと了解される。」 日本国代表「両国の防衛及び安全のために奄美群島が有する重要性にかんがみ、日本国政府は、かかる要請が明確かつ個別に施設小委員会を通じて行われたときには、できる限り迅速かつ好意的に配慮する。」
領空・領水の拡大	2. 行政協定第二条第一項は、空間の自由 (freedom of space) の範囲を、奄美群島及びその領水上のすべての地域に拡大しうるものと了解される。 3. 行政協定第二条は、アメリカ合衆国は安全保障条約の実施に関し、奄美群島のすべての領水を利用することが許与されるものと了解される。	合同委員会議事録（非公表） 2. 合衆国代表「安保条約の遂行に関連し、合衆国軍は、奄美群島及びその領水の上空を飛行する自由並びに同群島の領水を利用する自由を与えられるものと了解する。」 日本国代表「日本国政府は、この了解を確認し、かつ、行政協定の下におけるこれらの問題についての慣行に従ってこの自由を許与する。」
追加用地の視察	4. 行政協定第二条は、今後、必要となりうる追加の施設の候補地の選択に関し、アメリカ合衆国の当局者には、日本国政府に通告の上、奄美群島における用地の視察を行うことが許与されるものと了解される。	合同委員会議事録（非公表） 3. 合衆国代表「アメリカ合衆国要員は、将来要求されることのある追加の施設のための区域選定に関連して奄美群島において予備的視察をすみやかに行うことができることが望ましい。」 日本国代表「日本国政府は、合衆国の要望にこたえうような機構の設置に関し、施設小委員会における協議に入る用意がある。」
電波妨害施設等の除去	5. 行政協定第二条及び第三条は、米軍及び軍事施設の効果的な活動を阻害するとき電波妨害施設等の敵対的又は有害な装置を除去し又は破壊するために、アメリカ合衆国の軍隊が奄美群島の領域、領空及び領水に入ることを許与されるものと了解される。	合同委員会議事録（非公表） 4. 両国代表「行政協定の関連規定に従って、日本国当局は、自ら又は合衆国軍の要請に基づき、合衆国軍及びその設備の安全及び保護を阻害するとき敵対的又は有害な装置（例えば、電波妨害施設）を除去し又は破壊するために、奄美群島地域において迅速かつ適切な措置を執る。アメリカ合衆国は、日本国の関係当局の要請に基づき、前記のことを達成するために必要とされる援助を与える。」
日本の防衛計画	6. 行政協定第三条第一項は、日本国が、奄美群島における飛行場を含めた防衛施設の設置について計画する場合には、合衆国と日本国との間で協議が行われるものと了解される。	公式合意議事録（非公表） 1. 奄美群島が日米両国の防衛及び安全と特異の関係を有することにかんがみ、日米安全保障条約の精神にのっとり、同群島における防衛施設の設置（飛行場を含む）に関する日本側の将来の計画について、合衆国は、あらかじめ十分に通報されることが日本国政府の意思である。
吉田・アチソン交換公文	7. 一九五一年九月八日付けのアメリカ合衆国国務長官と日本国総理大臣との交換公文は、奄美大島群島に適用されることが了解される。	奄美返還協定第7条 日本国が当事国である条約及びその他の国際協定（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約、同日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及びこれに基づく改正された行政協定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国国務長官との間で交換された公文並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む。）は、この協定の効力発生の日から奄美群島について適用されるものとする。

(出典) 米側公式議事録案及び最終文書より筆者作成。

公式合意議事録（交渉議事録）

奄美返還協定の公式合意議事録は四つの項目からなっている。第一項には「特異の関係」が記されている。第二項は、奄美群島にある琉球銀行の五つの支店と鹿児島銀行との間の業務移転に関する了解である。第三項は、琉球政府が沖縄で保管している文書を日本政府に引き渡すとの了解である。第四項には、奄美返還協定第二条第六項にある返還時の主要な債権・債務が記されている。本稿に関連するのは第一項で、以下のとおりである。

1. 奄美群島が日米両国の防衛及び安全と特異の関係を有することにかんがみ、日米安全保障条約の精神にのっとり、同群島における防衛施設の設置（飛行場を含む）に関する日本側の将来の計画について、合衆国は、あらかじめ十分に通報されることが日本国政府の意思である。

公式合意議事録第一項では、日米の防衛及び安全にとって、奄美群島が「特異の関係」を有するとされている。岡崎・アリソン交換公文では、奄美群島は極東の防衛及び安全と「特異の関係」を有するとあった。この違いだけによつて、前者が不公表、後者が公表となっているわけではないだろうが、岡崎・アリソン交換公文では、奄美群島が有する「特異の関係」の意味合いを薄めるためか、極東の防衛及び安全というより広い範囲が対象となっている。

米側議事録案第六項に、「行政協定第三条第一項は、日本が、奄美群島における飛行場を含めた防衛施設の設置について計画する場合には、合衆国と日本との間で協議が行われるものと了解される。」とあり、奄美群島における日本の防衛計画は、アメリカ側との協議事項となっていた。交渉過程を振り返ると、この「協議」とは、軽い意味では

なく、アメリカ側の同意あるいは承認までも含まれる。つまり、日本の防衛計画は、それ自体、内政の事柄であるにもかかわらず、米側原案には内政に干渉する意味合いがあった。ここに、奄美群島の「特異の関係」が表れている。当時、日本の防衛計画をアメリカ側と公式に協議することなど、タブー視されていたからだ。

公式合意議事録第一項の文面は、奄美群島で日本側の将来の防衛計画があれば、アメリカ側に通報されるとトーンダウンしている。この文書を不公表とするよう日本側が要請したことを考え合わせると、もしこの文書が、当時、公表されていたなら、なぜこのような文書が策定されたのか、情報提供とはいかなる意味か、政府は野党側からかならずや追及されたことであろう。なお、この項が合同委員会議事録ではなく、公式合意議事録に盛り込まれたのは、日本の防衛計画という米軍の軍事権とは異質の内容が含まれていたからと思われる。

この点は、一九六〇年の安保改定によって、第四条に「締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。」という、随時協議の体制があらたに盛り込まれた。安保改定と同時に設置されたのが、日米安全保障協議委員会であり、2プラス2（現在の日本側メンバーは外務大臣と防衛大臣、アメリカ側は国務長官と国防長官である。）と呼ばれている。こうした場を通じ、日本の防衛計画についての情報もアメリカ側に提供されている。

合同委員会議事録³⁰

米側議事録案第一項では、奄美群島における追加の施設・区域はアメリカ側に許与されるとなっていた。施設・区域の設定は、合同委員会を通じて行われるとする行政協定第二条第一項の趣旨を明らかに逸脱する。アメリカ側は、

奄美群島の「特異の関係」に鑑み、行政協定によらず、奄美群島では施設・区域を自由に設定することを望んでいたのである。

これに対し、合同委員会議事録第一項は、こうしたアメリカ側の要請に、日本側は、「両国の防衛及び安全のために奄美群島が有する重要性にかんがみ、日本国政府は、かかる要請が明確かつ個別に施設小委員会を通じて行われたときには、できる限り迅速かつ好意的に配慮する。」と応じている。アメリカ側の要請に、三つの歯止めがかけられた。まず、アメリカ側からこうした要請があれば、行政協定下の施設小委員会で検討されることが明記されている。つぎに、アメリカ側の要請は、「明確かつ個別に」行われる必要があると釘を刺している。さらに、アメリカ側の要請に「迅速かつ好意的に配慮する」とあり、最終的な決定権は、「配慮」する日本側にあることを示している。日本側は、追加の施設・区域の問題は行政協定の枠組みで対処する、との姿勢を貫いた。

米側議事録案第二項と第三項は、奄美群島をめぐる領空・領水の飛行・航行に関するものであり、合同委員会議事録では第二項にまとめられている。行政協定第三条第一項によって、米軍は施設・区域に限らず、領水・空間等も利用できることとなっている。奄美群島が本土に復帰すれば、安保条約・行政協定も適用されるので、同項は当然のことを念の為に規定したにすぎない。

米側議事録案第四項は、奄美群島において追加の施設・区域が必要になった場合、アメリカ側はその視察を行えるとしていた。第一項の追加の施設・区域にくわえ、その用地の視察も可能とするものである。合同委員会議事録第三項における日本側の応答は、第一項同様、施設小委員会を通じて行うという枠がまずはめられている。ただ、日本側としては、アメリカ側の要請に迅速に応じられるように、「機構」(machine) を設ける用意があるとこたえている。こ

の「機構」とは、交渉過程から明らかかなように、東京の合同委員会に諮っていたのでは、迅速な対応ができないので、当時の名瀬に、日本側現地代表を常駐させ、対応しようというものであった。奄美群島の軍事的重要性が、復帰後、とくに高まるということはなかったと思われる、この「機構」が現実に活用されたか否かは不明である。

合同委員会議事録第一項から第三項は、アメリカ側の要請、それに対する日本側の応答というスタイルであるのに対し、同第四項は、明確に「合意」の形式がとられた。この第四項のみがなぜこのような形式となったのか、興味深いところである。

合意内容は、「行政協定の関連規定に従って、日本国当局は、自ら又は合衆国軍の要請に基づき、合衆国軍及びその設備の安全及び保護を阻害するとき敵対的又は有害な装置（例えば、電波防害施設）を除去し又は破壊するために、奄美群島地域において迅速かつ適切な措置を執る。アメリカ合衆国は、日本国の関係当局の要請に基づき、前述のことを達成するために必要とされる援助を与える。」とある。

行政協定第三条第一項によれば、アメリカ側には、施設・区域だけではなく、その近傍における防衛・管理権も与えられている。ただ、これは、施設及び区域への出入の便を図る場合である。奄美群島に米軍に対する電波妨害施設等があると判明した場合、合同委員会議事録第四項によって、日本側には、それを除去・破壊するため、迅速かつ適切な措置をとる義務が課された。

分析

公式合意議事録（交渉議事録）が、なぜ不公表とされたのかはすでに述べた。最後に、合同委員会議事録が、不公

表となった理由を明らかにしたい。

合同委員会議事録の第一項から第三項は、すでに述べたように、アメリカ側の要請、日本側の応答という形式となっている。米側議事録案では、行政協定の規定を無視し、また合同委員会に諮ることなく、アメリカ側が奄美群島における追加の施設・区域を設定し、あるいは、追加用地の視察も行えるようになっていた。これらに関して、日本側の応答では、「施設小委員会を通じ」、「慣行に従って」等の字句が付け加えられ、全体として、施設・区域に関しては、合同委員会を通じ、取り決められるという原則が貫かれている。このアメリカ側の要請が公になれば、奄美群島では、米軍は行政協定をないがしろにしようとしているとの批判が噴出するのは必至であつたらう。これが、これらの条項の存在が不公表とされた理由である。

残るは、合意の形をとった合同委員会議事録第四項である。米軍に対する電波妨害施設等が奄美群島にあれば、日本側はそれを除去または破壊する義務を負っている。米軍はその施設・区域外の電波妨害施設等に直接対処できないので、日本側が対処することを約束したものである。

この電波妨害施設等に関連する行政協定の規定として、第三条第二項第二文に、「合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、相互の取極により解決しなければならぬ」とある。その取極のひとつと考えられるのが、「周波数の分配及び妨害除去」（一九五二年六月）と題する合同委員会合意である。そのなかに、「(14) 電波監視」という項目があり、以下のように合意³¹されている。

(イ) 米軍側が不明な根源からの電波により混信を受けた場合、それを日本側に通報し、日本側はその電波を

監視すること。監視の結果は混信除去のため混信を与えた方の局を管理する機関に送付すること。右の混信が日本国外から来る電波によるものであれば、監視の結果を米軍側に送付し、米軍側がその混信除去の処置をとること。

(ロ) 米軍側が日本国内の不法電波と認められるものを覚知した場合は、それを日本側に通知すること。日本側が監視した結果、それが米軍所属のものであると判明した時は、それを米軍側に通報し、米軍側がその不法運用を除去すること。

(ハ) 日本側は、監視の結果を、要請があれば、米軍側に送付すること。

(ニ) 前記(イ)、(ロ)及び(ハ)の監視に関する情報交換は、郵政省電波管理局と駐日合衆国軍司令部J6部周波数分配課との間で行うこと。

このうち、合同委員会議事録第四項に関連すると思われるのは(ロ)である。ただ、米軍側が日本国内の不法電波と認められるものを覚知したとき、その電波が米軍所属のものについては述べているが、それ以外の場合の対処法はここには記されていない。

一九六〇年の行政協定改定による日米地位協定第三条第二項第三文は、「日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するための合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。」とあり、日本政府は、法令の範囲内で、米軍の電子装置への妨害を防止・除去することとなっている。この規定は、行政協定の改定によってあらたに追加された条項である。

この規定について、外務省機密文書である「日米地位協定の考え方・増補版」によれば、つぎのような説明がある。

ここでの問題は、米側から電波障害除去のため、米軍通信施設周辺の私人の建築制限を求められた場合日本側としていかなる措置がとれるかという点であるが、電波法は、米軍の使用する通信施設については全面的に排除されている（特例法参照）ため、電波法に定める電波障害除去措置はとり得ないことである。現在のところ、この措置のための特別立法はないので、民法により個々の関係私人に当たり問題を解決（高層建築をしないという不作為義務の設定、買収等）するより方法はない。³²

ここに挙げられている事例は、電波障害となる高層建築の建設の場合であり、合同委員会議事録第四項が想定する事例とは異なるように思える。同項では、敵対的な装置も想定されているからだ。行政協定の改定により、はじめにこのように規定されたが、電波障害除去措置ですら国内法ではかならずしも有効なものはないと解される。

以上のことから、奄美群島が有する特異の關係に「特に別段の意味はない」とする岡崎大臣の言に反し、奄美群島に米軍への電波妨害施設等があれば、それを除去または破壊する義務を日本政府は合同委員会議事録第四項により負ったこととなる。これこそが「特異の關係」の中身である。その意味で、同項は密約と考えて差し支えないだろう。また、この第四項だけが「合意」の形式となった理由は、交渉過程にもあったように、アメリカ側の要請に日本側が理解を示しており、「行政協定の関連規定に従って」という文言はあるものの、行政協定第二条・第三条では律しきれない内容を含んでいる、と日本側が判断したからと思われる。

合同委員会における合意が密約の温床になっている点はすでに指摘したところであるが、その具体例は、なかなか表面に出てこない。先に紹介した刑事裁判権に関する密約は、外務省だけでなく、法務省も関連していたため、きわめて手の込んだ方法が用いられた。これと比較し、この電波妨害施設除去密約は、外務省内だけに秘匿される密約として、明確な合意の形式がとられたと思われる。この事例の解明によつて、日米密約構造の一端がさらに明らかとなった。

(1) 「(仮訳) 奄美群島返還に関するダレス米国务長官の声明」『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第一巻)』(A-0146)、外交史料館。

(2) 本稿で引用する交換公文・協定等は、外務省ウェブサイトによる。

(3) 本稿では、議事録という用語が頻出する。本稿で登場する議事録には二種類ある。ひとつは、奄美返還協定交渉において到達した了解事項の記録である。アメリカ側が最初に提示した公式議事録案や、最終的な公式合意議事録がこれにあたる。もうひとつは、日米合同委員会の議事録である。こちらは、奄美返還に関連しているものの、合同委員会の所管事項として合意されたものである。

(4) 奄美返還についてもっとも詳細な研究は、ロバート・D・エルドリッジ『奄美返還と日米関係―戦後アメリカの奄美・沖縄占領とアジア戦略』南方新社、二〇〇三年である。なお、エルドリッジ氏は、筆者からの資料の問い合わせに、お忙しい中、懇切に対応してくださった。この場を借りて、御礼を申し上げたい。そのほか、杉山茂雄「奄美方式」と沖縄・小笠原の返還」『法律時報』第四〇巻第一号、一九六八年一月、二四―二九頁、梶浦篤「奄美諸島返還をめぐる米国の対日・対ソ戦略」『国際政治』第一〇五号、一九九四年一月、一二―二六頁を参照。奄美復帰全般については、村山家國『新訂 奄美復帰史』南海日日新聞社、二〇〇六年、永田浩三『奄美の奇跡―「祖国復帰」若者たちの無血革命』WAVE出版、二〇一五年を

参照。

- (5) 詳細については、信夫隆司「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」『法学紀要』第五七卷、二〇一六年三月、一三三—一八二頁を参照。
- (6) 「第十九回国会 参議院会議録第二号」官報号外、一九五三年二月二四日、一五一—一六頁。
- (7) 『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係 第一卷(第六卷)』(A-0146)、外交史料館。
- (8) 和田記「奄美大島返還に関する件」、一九五三年九月一日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第一卷)』(A-0146)、外交史料館。
- (9) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 1212, November 20, 1953” (Secret), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261, National Archives at College Park, MD. なお、以下に引用する米側文書は、すべてカレッジパークの米国立公文書館所蔵であるので、この点の記述は省略する。
- (10) アジア局第五課「奄美群島の返還に関する件」(極秘)、一九五三年一月二四日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第一卷)』(A-0146)、外交史料館。
- (11) アジア局第五課「奄美群島の返還に関する件」(極秘)、一九五三年一月二四日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第一卷)』(A-0146)、外交史料館、外務省アジア局第五課「奄美群島返還経緯」(部外秘)、一九五四年一月、『南西諸島帰属問題』(A-0146)、外交史料館を参照している。
- (12) 本文では取り上げていないが、この公文案の後段は、最後まで日米間でもめたところである。アメリカ側は、「平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまで」、沖縄等の南西諸島を期限の定めなしに支配することを明文化しようとした。これに対し、日本側は、沖縄等の住民の本土復帰の希望も配慮し、この文言をやわらげる提案を行った。詳しくは、中川記「奄美返還交渉に関する件」(秘)、一九五三年二月八日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第二卷)』(A-0146)、外交史料館を参照。なお、このアメリカ側の文言は、最終的には削除されている。
- (13) アジア局第五課「奄美群島の返還に関する件」(極秘)、一九五三年一月二四日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米

返還協定関係 (第一巻)』(A-0146) 外交史料館。

(14) 「奄美群島返還経緯」によると、「奄美群島返還に関する日米間の折衝は、米側の意向もあり、交渉 negotiation という表現をさげ、取極に関する打合せ discussion for arrangements ということ」になったという。外務省アジア局第五課「奄美群島返還経緯」(部外秘) 一九五四年一月、三六頁、『南西諸島帰属問題』(A-0146) 外交史料館。ただ、米側文書でも negotiation は用いられており、交渉であることには変わりはない。

(15) “U.S.-Japan Meetings on Arrangements for Transfer of the Amami Islands, First General Meeting, November 27, 1953, 9:30 a.m., Ministry of Foreign Affairs, Tokyo” (Confidential), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261.

(16) Ibid.

(17) アジア局第五課「奄美群島返還に関する件」(極秘) 一九五三年十一月二七日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係 (第一巻)』(A-0146) 外交史料館。

(18) “U.S.-Japan Meetings on Arrangements for Transfer of the Amami Islands, First Meeting of Sub-Committee on Military Rights, November 28, 1953, 3:00 p.m., Ministry of Foreign Affairs, Tokyo” (Confidential), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261.

(19) 第一回軍事分科会のおひきあひのりょうぎのていせい “U.S.-Japan Meetings on Arrangements for Transfer of the Amami Islands, First Meeting of Sub-Committee on Military Rights, November 28, 1953, 3:00 p.m., Ministry of Foreign Affairs, Tokyo” (Confidential), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261.

(20) “U.S.-Japan Meetings on Arrangements for Transfer of the Amami Islands, First Meeting of Sub-Committee on Military Rights, November 28, 1953, 3:00 p.m., Ministry of Foreign Affairs, Tokyo” (Confidential), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261.

(21) “U.S.-Japan Meetings on Arrangements for Transfer of the Amami Islands, Second General Meeting, November 30, 1953, 10:00 a.m., Ministry of Foreign Affairs, Tokyo” (Confidential), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261. 外務省 第二回日米合談

の様子を在京米大使館から本省に報告した“Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1354, November 30, 1953” (Secret), RG84 Japan, U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box 241322.3 Amami Islands 1953 November-December] を参照。

(22) 第二回軍事分科会については“U.S.-Japan Meetings on Arrangements for Transfer of the Amami Islands, Second Meeting of Sub-Committee on Military Rights, December 1, 1953, 11:00 a.m., American Embassy, Tokyo” (Confidential), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261 を参照。

(23) 参考になる文書としては、中川記「奄美返還交渉に関する件」(秘)、一九五三年一月八日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第二卷)』(A-0146)、外交史料館がある。

(24) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1458, December 12, 1953” (Secret), RG59 Decimal File 1950-54, Box 4261.

(25) アジア局第五課「奄美群島の返還に関する協定案」(極秘)、一九五三年一月八日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第二卷)』(A-0146)、「次官会議説明資料(一月二十二日次官会議)」、一九五三年一月二二日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第二卷)』(A-0146)、外交史料館。

(26) 「備忘」、一九五三年一月一六日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第二卷)』(A-0146)、外交史料館。
(27) 新木大使(米国)発岡崎大臣宛公電第一五四五号「奄美群島返還に関する件」(大至急)、一九五三年一月二三日、『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第二卷)』(A-0146)、「Record of the Meeting of December 24, 1953, Between Representatives of the Government of Japan and the United States of America on the Agreement concerning the Amami Islands” (Confidential), 『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係(第二卷)』(A-0146)、外交史料館。
この会談で、最終的に文書が確定した。この記録は、当然、アメリカ側にも保管されているはずであるが、現時点では、確認されていない。

(28) 外務省アジア局第五課「奄美群島返還経緯」(部外秘)、一九五四年一月、三六頁、『南西諸島帰属問題』(A-0146)、外交

史料館。

- (29) “Record of the Meeting of December 24, 1953, Between Representatives of the Government of Japan and the United States of America on the Agreement concerning the Amami Islands” (Confidential), 『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係 (第一巻)』 (A-0146)、外交史料館。
- (30) “Record of the Meeting of December 24, 1953, Between Representatives of the Government of Japan and the United States of America on the Agreement concerning the Amami Islands” (Confidential), 『南西諸島帰属問題 奄美群島、日米返還協定関係 (第二巻)』 (A-0146)、外交史料館。合同委員会議事録の日本語訳は、条条「奄美返還取極における軍事関係条項」(極秘)、一九六七年一月二四日、『小笠原諸島帰属問題』 (A.6.1.1.5)、外交史料館を参考に行っている。同文書によれば、一九五四年一月七日開催の第八一回合同委員会において、議事録に記載されたとある。
- (31) 外務省ウェブサイトに「日米地位協定各条及び環境補足協定に関する日米合同委員会合意」の「第三条に関連する日米合同委員会合意」による。
- (32) 琉球新報社(編)『外務省機密文書 日米地位協定の考え方・増補版』高文研、二〇〇四年、六一―六二頁。